

[様式1]

都 市 計 画 提 案 書

川崎市長 様

都市計画法第21条の2の規定又は都市再生特別措置法第37条の規定に基づき、
都市計画の決定又は変更について提案します。

なお、提出書類等については事実と相違ありません。

令和6年3月18日

提案者 大川町産業団地の分区分指定解除に向けた検討会
氏 名 株式会社 稲村製作所

(法人等の場合はその名称、代表者名)

住 所

(法人等の場合は主たる事務所の所在地)

連絡先

都市計画を定めようとする区域の情報

位	置	川崎区大川町 地内
面	積	約 13.4ha
筆	数	76 筆
土地所有者などの数		63 名
現在の都市計画		川崎港臨港地区（工業港区）、工業専用地域

提案内容に関する情報

提案の理由	大川町産業団地は都市計画法における「臨港地区」に指定されており、また川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（以下「分区条例」という）において「工業港区」に指定され、港湾運送等により川崎港を利用しない用途の構築物の立地が規制されています。 当団地は、昭和60年代の港湾地区の大規模事業所閉鎖に伴い、内陸部の住工混在を解消する目的で分譲・形成された産業団地であり、このような経過を踏まえて、分区条例第3条ただし書きの規定により、形成当初は、港湾運送等に依存しない製造業等の工場が多く立地しました。 しかし、30年以上が経過し、建物の老朽化が進むとともに社会状況の変化への対応なども求められ、現在入居する企業の建替えや増改築、廃業、移転の検討が必要な状況も散見されております。産業団地の形成当初から立地した企業でなければ、港湾利用を前提とした事業内容ではない場合、構築物の建替え等ができない規制があることから、港湾運送等に依存しない製造業等の工場が多く立地した産業団地全体の安定的な操業環境の維持が課題となっています。そのため、港湾局に対し分区指定解除を要望することになりました。 一方で、分区指定を解除することにより、良好な操業環境維持に支障のある建築物が立地するおそれがあります。そのため、既存の交通インフラに配慮し、良好な操業環境に支障をきたすおそれのある土地利用を制限し、団地内に立地する多種多様な事業所の安全かつ安定した操業環境を維持・保全することを目的とした地区計画の決定を提案します。
提案の内容 (都市計画の種類及び内容)	大川町産業団地地区地区計画の決定 (※詳細については「計画書案」参照)
その他	